

そのべけいこと歩む会 規約

- 1 (名称) 本会は、そのべけいこと歩む会と称する。
- 2 (事務所) 本会の事務所は、大阪府池田市内に置く。
- 3 (目的) 本会は、そのべけいこ氏の政治活動を支援することを目的とする。
る。
- 4 (事業) 本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。
 - (1) 研究会、講演会等の開催
 - (2) 機関誌の発行
 - (3) その他の目的達成に必要な事業
- 5 (会員) 本会の目的に賛同する者をもって会員とする。
- 6 (役員) 本会は次の役員を置く。
会長、会計責任者、会計職務代行者等
- 7 (経費) 本会の経費は、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 8 (会計年度) 本会の会計年度、毎年1月1日から12月31日までとする。

本規約は令和5年1月8日より実施する。